

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング  
議事概要

1. 日時 平成 17 年 5 月 25 日（水）9:30～10:00
2. 場所 内閣官房構造改革推進特区室 7 階会議室
3. 出席者  
（委員）北川委員、山田委員、白石委員、樫谷委員  
（所管省庁）総務省自治行政局行政課 門山泰明課長  
（事務局）滑川室長、御園副室長、檜木参事官、藤澤参事官、梶島参事官、ほか
4. 議事経過

県議会議員の複数常任委員会への所属（総務省）
------------------------

事務局からの説明（規制の特例事項の内容、論点など）が行われたのち、所管官庁からの説明（制度の概要など）がなされた。ポイントは以下の通り。

< 所管官庁からの説明のポイント >

- ・ 立法趣旨：複数の常任委員を兼ねることになると、一委員会の委員数が多くなるのみならず、各委員会が同時に審議を行うことができなくなり、委員会制度本来の趣旨であるところの手分けして能率的かつ専門的審議を行うことに反する結果となる。
- ・ 検討状況：第 28 次地方制度調査会において、大きなテーマの一つとして地方議会の在り方をとりあげている。総論的事項、個別的事項に分けて、地方議会制度そのものについてまとめて議論しようとしている。今年に入って、都道府県議長会、市議会議長会、町村議会議長会からヒアリングし、合わせて、知事会、市長会、町村会からもヒアリングし、地方議会について集中審議している状況だ。
- ・ 検討の前倒し：現在の地方制度調査会委員の任期が来年 2 月末までであり、それまでに道州制、地方自治制度の弾力化なども含めて審議していただいており、地方議会の問題も議会制度全体の見直しとして議論しており、土俵は一つであり、一点のみを取り出して前倒しするのは難しいと考えている。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

- （山田委員）三重県には、常任委員会はいくつあるのか。  
（北川委員）6 つだ。  
（山田委員）北海道は 8 つだそうだ。

(門山課長) 具体的な数を申し上げる。三重県は確か議員数が51人、常任委員会が6つある。平均すると一委員会あたり8か9人。議長は委員から抜けている。議員である以上、一委員会には所属しなければならないため、一度所属して、職務の都合上辞任することになっている。それは解釈上可能とされている。このように6委員会をそれぞれ8, 9人で行っているのを、一人が二委員できるようになると、委員会の数を増やさなければ、一つの常任委員会の委員数が16~18人としなければならない。この項目については、都道府県議会議長会と市町村議会議長会からの要望項目に入っている。ご趣旨をみると、委員会の数は今までは県の規模によって上限があったが、昨年の地方自治法改正で外したが、一人一委員にしかねないままであり、これでは、委員会の数が増やせない。委員会の数を増やすためには、一人一委員の制限をとる必要があるのではないか、ということであった。

(白石委員) 立法趣旨のところ、手分けして能率的かつ専門的審議を行うとあるが、これは仕様で規定するのではなく、やはり、どう運用しているかという効率的な運用で規定した方が実効性が高いと思う。当然、各県で抱えている課題、直面して解決していく課題は異なるので、より柔軟に各県が対応していくことが本来的な趣旨ではないかと思う。これについて、これをどうお考えか。2点目として、現在、地方制度調査会で前倒しと言いつつも検討されているが、総務省の言い分としては、これが出るまでいじれないので、この委員会制度の在り方についても一緒に検討していく趣旨か。

(門山課長) 一点目だが、今回地方制度調査会で地方議会の在り方について議論している背景、考え方は、一つには、地方分権が現実に進んできているが、特に議員からみて、首長の権限が強くなっている。議会は、首長も議員も公選で選ばれているのであり、長に対するチェック機能をもっと強化したいと言うものがある。また、議会の政策立案等の機能を強化したいという考えが強い。特に、活性化させるために、一つの方法としては、議会に対する法制度の縛りをもっと弾力化してほしいというものだ。もう一つは、議会の首長に対する権限をもっと強めてほしいというものだ。これらで30ぐらいの要望項目が出ている状況だ。方向性としては、これらのいずれも何らかの形で進めていかねなければならないと考えている。白石委員の指摘の様に、自分たちの議会の運営の仕方の中で最もやりやすい方は何かを、それぞれ考えて頂くことが基本だ。それを、どこまで法律で共通ルールとするかである。そのように認識している。地方制度調査会だが、今回はたくさんテーマがあり、最終的には、来年の2月までに答申を頂かないといけませんが、できれば、早くまとまる項目があれば、その前にでも答申を頂くように、可能であればしたい。これからの審議なので、いま、自信を持

って、確実に前倒しできますとはいえない。特に、議会については議論百出状況であり、議長会から出た意見の他にも、調査会の委員からは、議会の委員の構成が偏っているのではないかと指摘もある。サラリーマンや女性が少ないという問題をどう考えるのか、あるいは、議会に会期があり、会期以外は活動できないことが、チェックを弱めているのではないが、もっと弾力化すべきではないか、といったいろいろな提案が出ている。バランスをとって議論した上でないと、私どもとしては法律として整理できないと考えている。

(北川委員)三重県議会もだいぶ変わってきている。目覚めてきている。一括法で議会よりも首長が強くなった。議会も陳情団体ではなく、政策を作り上げていくように積極的に法律的にも積極的にバックアップしないといけない。この提案に関しては17年度中に地方制度調査会でやるのだろう。

(門山課長)審議の項目には入っている。

(北川委員)やってもらわないと困る。是非がんばってほしい。

(門山課長)地方制度調査会では、北川委員のような意見のほかに、都道府県議会は專業化してきておりプロの政治家になっているが、町村では、報酬も低くアマチュア的だが、もっとアマチュア化させるべきだとの意見も委員の間にはある。要するに監視をきちんとできればいいということだ。会期も取り払い、人数も少なくして、名誉職・ボランティア的なものにしてはどうかというものだ。一方で、県議会は政策立案能力強化を要望している。それをどう整理するかも難しい。

(北川委員)県議会があっていいかどうかの議論はあるが、首長がしっかりしてきたら、議会もしっかりしないと独走してしまう。

(門山課長)その危機感は、3議長会すべてに共通している。

(北川委員)この際、地方を育てるとの意味から、その趣旨に則して検討して頂きたい。

(門山課長)私どもとしても、提案して頂いた方向で検討を考えているが、全体として、議会のことは議会にもっと任せなさいよといった趣旨の中で、他の要望をみると、議会にも執行部のように審議会のような附属機関を作れるようにしてはどうか、あるいは、議会の全員協議会という組織が本会議に代わる非公式機関としてあるが、もっと、自由に制度化できるようにしてはどうか、など、方向として弾力化だけでよいのかというものもある。方向性として議会の問題は弾力化することはもっともだと考えているが、他の項目と比較して、どの項目を弾力化するのか、どの項目を法律で書いておかなければならないのか、議論を地方制度調査会でさせて頂きたい。

(白石委員)二つ以上兼務すると、具体的にどういう弊害があると懸念しているのか。

(門山課長)三重県の例でいえば、51人で6委員会であり、一人一委員会であれば、

本会議の翌日に委員会をすべて同時に開くことができる。部屋は別れる。ところが、複数の委員会を兼務すれば、少なくとも、同じ時間には開催できないので、委員会が2、3日になるだろう。算数のような話だが、これが一つめで、要は複雑になるということがある。

(白石委員) 委員会は、終日やるものなのか。

(山田委員) そうだ、終日やる。定休日を決めて、一日やる。同時にやる。

(白石委員) その方が、現場からみてもよいと。

(山田委員) 出る方からみてもやり易い。田舎だから。これは、人数とか規模によって大きく違うと思う。私の町は人口が7,600人で議員は16人だ。ところが、旭川市では36万人で、議員は1万人に一人の36人だ。二代表制というのは、小さな自治体にとっては抜本的な問題だ。私の町ではカナダと姉妹提携している。今度、志木市が自治解放特区で提案したが、カナダも同じだ。アマチュアが多い。町長も別に本業をもっている。町長も議会の側であり、別にタウン・マネージャーをおいている。今の合併状況を見ると、北海道などは惨憺たる有様だ。1,300ぐらいの町が、自立して残っている。このように組織を大きくして、しかも、政令指定都市と同じような組織をもっていなければならないことはおかしい。これは、率直に二つに分類すべきではないか。道議会などでは複数の委員もあり得るかもしれないが、当町ではあり得ない要求だ。そうでないと、本会議そのものが委員会になってしまう。一概には議論できない。規模をみて身の丈にあった議論をすべきだ。

(門山課長) 一つ申し忘れたが、国会でも衆議院は特に縛りがないが、参議院は二個を超える常任委員にはなれない。また兼ねられるのは限定された委員会である。国会の場合、元々議員数がたくさんおり、地方議会のような問題はないかと思うが、地方議会の場合一人だけの会派も結構ある。そうしたところの委員が6つの委員会に参加したいということになれば、委員会も6日間開かないといけなくなるといった問題も想定され得る。このあたりも、議会でルールを決めればいいとのことだろうが、元々、国会においても衆議院でも法律で制限はないが、おそらく実態は2つ、多くとも3つだろう。一定の上限のようなものを置く必要があるかもしれない、検討事項だと思っている。

(榎谷委員) 法律で縛ることをどう考えるか。先ほどのように、衆議院は法律ではできるが、実態としては自己ルールがある。ルールは自分で決めて、効率的なやり方はある。そこで決めればいいのであって、何も、法律で決めなければならないと言うのは、よくわからない。自由にと言うのではなく、地方の見識でやってもらえばどうか。極端な場合、全部の委員になることも理

屈として起こりうるが、そのような馬鹿なことは実際には起こりえないと思う。住民の監視がこれほどあるので、全部に参加すると言ったことは起こらない。大問題になる。見識の下にやってもらう仕組みがよいのではないか。法律では決めず、評価は住民が行うという自治に原則に戻るのが一番よいのではないか。

(門山課長) 基本的考え方は全く異なる。たとえば議会の場合であれば、議員の定数にしても、もともと法律で定めていたのを、上限を定める方式に変えてきた。委員会についても、数の制限があったのを無制限にした。定例会の回数も、年4回という縛りがあったが、これをフリーにした。どんどん弾力化できるところはしてきている。できるだけ国の法律で決めることは枠組みにとどめるべきで、枠組み以外の部分は、自由にしていこうという基本思想で検討している。その際に、地方議会の枠組みにかかる話なのかどうか、ということ、全体のバランスをみて、検討していかないといけない。

(榎谷委員) それでも、議員の定数などは条例で決めることはできないのか。今はできるのか。

(門山課長) 今は、法律で上限を決めて、後は条例で決めてくださいと言うことだ。そこまできている。今、町村議長会からの要望では、上限も廃止してくれと言うものだが、そうなると、どうかという気がする。

(榎谷委員) それは専門的な議会をつくった方がいいのか、あるいは、素人的な議会を作った方がいいのかは、定数もそうだが、決まっていなければ、選ぶことができる。選べる方ことにして、結果的にうまくいかなければ、それは、変えればよいのではないか。むしろ、住民の意識が高まって良いのではないか。決められないと、かえって住民がそれに甘えてしまうのではないか。

(北川委員) 是非検討していただきたい。やはり、行政が圧倒的に優位にある。私は県会議員も知事も経験しているからよくわかる。分権が進んでくると、答弁席の位置、在り方についても変わってくる。こうした観点で検討されていると思う。彼らに任せたら失敗もあるだろうが、失敗をさせてこなかったのが育たなかったとの考えがある。もちろん、規模の問題は山田委員が指摘したようにあるが、県議会のレベルでは、このぐらいの要素は備えないといけない。明らかに中央集権だったもので縛られており、議会も首長と一緒に陳情に行こう、そのためオール与党になっている。

(白石委員) 第28次の地方制度調査会の中で議題は山積しているとのことだが、有識者会議から、こうした意見があることを視野に入れて頂いて、前倒しの検討をお願いしたい。

(門山課長) 地方制度調査会では、この問題も含めて、必要以上の法律の縛りは、できるだけ緩和していく方向である。他にも、出納長を必置でなくできないか、

あるいは、監査委員の数を自由化できないかなど、できるだけ地方の裁量を広げる方向で検討して頂いている最中だ。その点についても、ご配慮頂ければと思う。

以上

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング  
議事概要

1. 日時 平成 17 年 5 月 25 日（水）10:00～10:30
2. 場所 内閣官房構造改革推進特区室 7 階会議室
3. 出席者  
（委員）八代座長、北川委員、山田委員、白石委員、榎谷委員  
（所管省庁）総務省自治行政局行政課 門山泰明課長  
（事務局）滑川室長、御園副室長、檜木参事官、藤澤参事官、梶島参事官、ほか
4. 議事経過

公金のクレジットカードによる納付の容認（総務省）

事務局からの説明（規制の特例事項の内容、論点など）が行われたのち、所管官庁からの説明（制度の概要など）がなされた。ポイントは以下の通り。

< 所管官庁からの説明のポイント >

- ・ 現行制度の概要：地方公共団体の公金収納の方法は地方自治法と地方自治法施行令で決まっている。納入義務者による納付については規定があるが、第三者が納入できるという規定はない。従って、現在はクレジットカードによる第三者立替払いは認められていない。
- ・ 検討の方向性：総務省内で検討会を設けて、特に提案者の大阪府やカード会社も参加して技術面・法制面から検討している。17 年度中に検討して結論を出したい。何とかそういった収納ができないかとの観点である。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

（榎谷委員）第三者立替払いとは何か。

（門山課長）たとえば、カードで公立病院の費用を払ってもらう場合、公立病院に対して支払う名義人はカード会社になる。私が病院にかかっても、カード会社が支払うことになる。これが第三者立替払い。

（八代座長）今、法律上の規定がないということが、それはポジティブリストなのか。規定がないといけないのか。

（門山課長）反対に、地方税法、国税通則法等にはできると書いてある。そうになると、規定がない会計法、地方自治法はできないと読むのが、一般的な解釈にな

る。

(八代座長)他にもいろいろな方法がある。電子マネーなどだ。そのたびごとに、書かなければいけないものなのか。

(門山課長)今まで歴史的には、口座振替、証紙収納、小切手等の証券で納付する方法などは、全て書き足してきている。第三者払いは地方税法で書いているので、法律でなく政令だけで措置するという案では通りにくいのがネックだ。

(白石委員)総務省内で立ち上げている研究会の議論は外に公開してもらえるのか。どういうメンバーで、など。

(門山課長)秘密では全くない。メンバーは JCB の開発本部長、三井住友カードの企画部長、こちらはカード協会の事務局長だそうである。そのほか、民法の先生、大阪府のこの提案をされた企画調整の担当参事、それに私どもである。

(八代座長)公法、行政法の専門家はいないのか。

(門山課長)特に入って頂いていない。

(榎谷委員)効率化の話を考えればよい。利便性が非常に高い、納付率が向上、延滞によるコストが削減される、など悪いことは何もない。この通りであれば何の問題はなく、私は是非進めるべきだと考える。今いろいろな問題点を整理されているようだが、ぜひ、それならやってみないとわからない面があるので、それは特区でやって頂いて、問題点を整理してもらえればよい。早めに特区でやるべきだと思った。

(白石委員)今、多くのカードにはポイントがついているので、利用者の立場としては、カードを使うことで、それを元に他のものがもらえるのに、この法律がある故に、かえって公共機関の競争力が落ちてしまう。そのうち成り立たなくなってしまう。やってみれば、いろいろ弊害があると思うが、せっかく研究会を作っているのであれば、進める上で前向きな研究会であればいいのだが。やりたくないとのスタンスであると、それは、なかなか。

(門山課長)そこは、メリットは大きいと十分認識している。声としても、市営の地下鉄の定期券を買うにしても、連絡している阪急の窓口であればカードで買えるのに、地下鉄であれば買えない。あるいは、国立病院であればよくて、公立病院ではだめ、となれば問題だと認識している。ただ、テクニカルな問題として、一つはタイムラグの問題がある。要するに、カード会社との関係では、月に一回精算するが、加盟店との間は月 2 回精算が一般的だそう。そうになると、最大で 30 日ぐらい、個人がカードで払ってそれが納付先に入るのが遅れる。そうになると、3月 31 日に払われた分をどの年度で処理するのかなど、あるいは、普通であれば遅れた分は延滞金をもらうが、それとの関係はどうするのかといった問題だ。その他、手数料がある。

カードの手数料は安くはないそうだ。それはリスクとの比較だとされればそうだが、特に気になるのが、銀行で取扱っている分、郵便局で取扱っている分が比較的低廉な手数料になっているが、カード会社にそれだけ払うのであれば銀行などにもそれだけ払ってはどうか、という議論に耐えうるか、などもある。ただし、コンビニ収納は始めている。一件当たり 50～60 円が相場であり結構高い。コストの比較にあたっては、こうした点の比較も必要と思っている。決してだめな理由を探しているのではなく、やる分にはどこをクリアすべきなのか、あとは、対象となる費用・経費をいわゆる料金的なもののみとしておくのか、物を売り払うときの代金なども入れるのかなど、法律的な問題も検討している。やるためにクリアすべきところとして研究している。

(白石委員) 時点の問題は、数字上の問題であり、現金が入らなくてもよい。

(門山課長) そこは、企業会計と官庁会計の違うところだ。それ自体も問題といわれているが。

(榎谷委員) それは問題にならないのではないか。

(門山課長) 整理の問題だと思っている。

(榎谷委員) 手数料がかかっているとのことだが、削減できる面もある。逆にいろんな手数料が効率化する面もある。特区でやってみてほしい。

(八代座長) 自治体にとって得か損かだ。それを総務省が決めるのではなく、地域が決めればいいのではないか。自治体によっても状況が異なっており、取り入れることで客が増えるところと全く増えないところがある。地域特性の問題で特区制度にふさわしい。今出た提案ではないが、前回なぜだめになったのか。一度否決されている。

(藤澤参事官) 検討しますという回答だけでOKということには、特区のやりとりではない。

(八代座長) ずいぶん時間がたっている。

(門山課長) 先に申し上げたように、ネックは、端的に言えば法律に書いていないので、法律を変えるという方法以外今はないと、研究会では行き着いている。これまでは法律を変えなくとも、早くやるためには政令でやれないか、あるいはカードの決済の仕組みを変えることでうまくできないかなどを議論していた。そのために時間がかかった。あとは、メリットがありうまく仕組みればできるというのであれば、特定の団体だけができるというのではなく、やりたいと思うところができる地方自治法の改正が筋だろうと、特区との関係では考えている。先ほどの議会の問題とも合わせて、これもいざれ地方自治法の改正を、そう遠くないうちに具体的に日程を検討することになる。

(北川委員) 検討には結論も含むのか。

(門山課長) 結論も 17 年度中に得るとお約束している。

(藤澤参事官) そのスピード感を具体的に教えてほしい。17 年度中に検討・結論であると、法律の措置が必要であれば、次の通常国会ではなく、場合によっては次の次の通常国会となるようにも受け取れるが、このあたりの感覚はどうか。

(門山課長) そこは、感覚的には、法律改正に向けて今検討しており、一番早いタイミングは次の通常国会だろうという認識で検討している。

(八代座長) その通常国会での議論に資するためにも、今、特区本部で決めてやれば、少なくとも一年ぐらいのデータが出る。

(藤澤参事官) もし、特区法に載せて頂けるのであれば、一番早い機会があれば、われわれが出すことも検討できるので、場合によって、秋の臨時国会があるのであれば、そこに出させて頂くこともできる。

(門山課長) 特にこの問題、財務関係の規定については、共通ルールであるので、特区で対応すべきものではなく、対応する場合は地方自治法の改正をすべきと考えている。運用については、結局各団体とカード会社の契約でほとんど決めることになるので、できるだけ導入しやすいような方法を検討するのが、われわれの仕事だ。

以上

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング  
議事概要

1. 日時 平成 17 年 5 月 25 日（水）10:30～11:00
2. 場所 内閣官房構造改革推進特区室 7 階会議室
3. 出席者  
（委員）八代座長、北川委員、山田委員、白石委員、榎谷委員  
（所管省庁）総務省自治行政局市町村課 望月達史課長  
（事務局）滑川室長、御園副室長、檜木参事官、藤澤参事官、梶島参事官、ほか
4. 議事経過

市町村における基本構想策定義務の廃止（総務省）
-------------------------

事務局からの説明（規制の特例事項の内容、論点など）が行われたのち、所管官庁からの説明（制度の概要など）がなされた。ポイントは以下の通り。

< 所管官庁からの説明のポイント >

- ・ 根拠条文、立法趣旨・経緯：地方自治法第二条第四項に規定されており、「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とある。当時様々な法律に基づき各種の計画が作り始められていたが、それらの調整のよりどころとなる総合的な計画を作っているところは半数に満たなかったこともあり、法律において、市町村に対し、基本的な行政運営の方向性を示すとともに、各種の計画の基本となる「基本構想」の策定を求めたのが趣旨。
- ・ 制度の意義：基本構想は、各種計画の調整のよりどころとして、市町村行政の総合的、統一的運営を法的に担保している。また、議会の議決事項として法定することにより、首長と同様に民意に基礎を置く住民の代表機関である議会が当該市町村行政の基本的で総合的な方向を定める計画の策定に参画することを法律上担保している。なお、全国町村議会議長会からは、基本構想だけでなく基本計画についても議決事項とするよう要望が出されているところ。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

（八代座長）最後の点がよく分からないのだが、基本計画を含めて、基本構想と基本計画を一体的に議決したいとのことだが、何故、議会は自分でそういうこと

を決められないのか。

(望月課長) 独自に決めるのか、あるいは法律で決めるのかは随分違うと思う。やはり、予算の議決や決算の認定等と同列で法律にきちんと位置づけるべしと思うのが町村議会議長の趣旨だと思う。

(八代座長) 法律に基づいて行うのと、各議会が独自に行うのと、どう効果が異なるのか。

(望月課長) 議決という点では効果は同じという議論があるかもしれないが、そこは、町村の行く末について基本的なことだと言うことで、法律で予算と同じように重要なものと位置づけることは、私どもは大切だと思うし、その方が望ましいと思う。

(北川委員) 基本的な方向をまず聞きたい。第28次の地方制度調査会で、そんなこと、基本計画まで法律で決めるのか。そんなばかげたことがあるのかと思う。だからこそ、反対の意見も多く出てきているのは事実だ。たとえば、一括法などで、自治基本条例を作ろうという動きが相当出てきたが、早速、基本構想とバッティングする。もう一つは、マニフェストを書いて首長になったときに、10年スパンで基本構想があるなんて、誰が決めたんだという話になる。四年に一度公選で選ばれる首長が、なぜ責任を持って自治体を動かしていけないのか。そういう基本方向こそまず問題だと思う。この国を一体どういう方向に持って行くのか、となったときに、それほど市町村が頼りないものなのか。また、逆に言えば、これまでは機関委任事務で、そういう失敗を犯さずにやってきたからこそ育たなかった。失敗する自由を与えてはどうか、という基本方向ではどうなのか。

(望月課長) 基本計画まで含めて実態として議決するかは、各町村の判断だ。町村がどこまでやるかは町村の判断だ。やはり市町村のあるべき方向について、基本的に市町村で定める、なおかつ、議会とも十分議論した上で方向付けをすることは、予算、決算などの他の議決事項と比べても、そうあるべきべきだと考えている。

(北川委員) 何故、法律で決めなければならないのか。

(望月課長) それは、例えば、テクニカルなことでは、諸法では、20の法律で計画の策定を義務づけしている。義務づけしている中で基本構想に即すべしと言っている。この基本構想の義務づけがないということになって、作らないことになれば、ちぐはぐなものになる。諸法で様々な義務づけしているものと併せて全体の中で議論すべきと思う。

(北川委員) そうだと、今までのパラダイムは全然変わらない。公選で選ばれた首長がなぜ選ばれるのかという気がする。では、もう選挙を止めた方がいいという気がする。そういう緊張感がないと、機関委任事務的なことや法律云々

だとすれば、地方にエンパワーメント付与されても何も変わらなかった様なことこそが問題だ。局所的なことではなく、大解釈的な視点で、地方に責任を取らせるぞと、断固決めていった方がよいという気がしてならない。こんなことをしているから、地方自治体は死んでゆけということになって、全然良くなならない。努力をして今までやってきたことは認めるが、本当に地方が育ったかということになれば、みんなが国をみて、みんなが指示待ち通達人間になっていることをどうとらえるかが、大きな問題だ。大きなお世話だと思う。

(望月課長)先ほど10年とのご指摘があったが、期間について決まっているわけではない。当面10年の基本構想を作ったところも、政権交代によって根っこから見直すことは、当然あり得ることである。そこは法律で制限しているわけではなく、基本構想はフレキシブルだ。そこは、議会と執行部の議論の問題だ。ただ、市町村のあるべき方向については、基本的な問題については、その時々判断は別にしても、一定の規定をおいて、議会の議決をからしめて議論していただく。

(北川委員)議会は、そのぐらいのことをやればいい。それは認める。何故、こんなことがいちいち国から指図されなければいけないか、ということだ。

(望月課長)市町村がある以上、基本的な方向付けについて、こういった規定を置くことは、規制といったことではないと思う。

(北川委員)県はどうか。

(望月課長)県は立法当時、ほとんどが、そうした基本計画的なものを持っていた。

(北川委員)総合計画、構想を立てていない県も出てきている。

(望月課長)県によってはまだ議論しているところもあると聞いている。

(北川委員)現になくなったところがある。鳥取県はない。県はそうしておいて、市町村は義務づけるのは差別ではないか。市町村は頼りないからではないか。現実、そういう話をしないといけないと思う。公選で選ばれたものが真剣に議論して、それで、不整合が起こったときに、国と緊張感のある議論をすればよい。何でも決めるから育たない。第28次地方制度調査会はどうなっているのか。

(望月課長)まだ、議論の途中。様々な議論がある。

(北川委員)結論はいつ出すのか。

(望月課長)第28次地方制度調査会は、来年の2月まで。

(北川委員)議論して結論は出すのか。

(望月課長)この問題について結論が出るのかは、承知していない。町村議長会から要望があったということで、今後の扱いについてはまだ分からない。

(北川委員)そうすると、時間的なスケジュールはどうなるのか。いつまでにできると

というのはあなた方総務省の勝手か。我々はいったい何のために議論しているのか。できたら結論を出すというのでは、いつまでたっても結論が出ないということになれば、我々はやってもらえない。

(八代座長) 他の議論であれば、こういう要望があれば、少なくとも検討はしていただくのが常識だが、この問題に関しては、何故か門前払いだ。気が向けば検討というのが回答になっている。それではこちらは納得できないし、これは地方自治の基本に関わる問題なので、そちらに都合の良い要望だけを取り上げて、こんな要望があるから検討しないというわけにはいかない。議題に乗せていただくというのを少なくとも約束して頂けるのかどうかだ。

(望月課長) 町村議長会なりで、そういった要望があるので、そこは議論されていくものだと理解している。

(八代座長) 町村議長会の要望は、逆の要望だ。こういう特区提案の要望について議論してほしいということだ。

(望月課長) 現時点で、私どもは必要な条文だと思っている。

(白石委員) 志木市は、基本構想を止めて、全く何もしないとやっているのではなく、これに代わる何かで市町村の方向性を示すということか。

(檜木参事官) 義務づけはやめてくれと言っている。

(白石委員) 住民に方向性を提示する何らかの手続きはやる。全く何もやらないというのではない。

(白石委員) そのときに、そちらが弊害と言っている、市町村そのものが将来にわたって、長期にわたる経営の基本を確立できないとか、基本構想を廃止すると行政運営が担保されないとか、議会の権限を奪うとかが、基本構想がなければ、こういうことが起きるとお考えなのか。志木市としては基本構想に代わる何らかのアクションをするのであり、そちらが考えている弊害に代わるメリットはあると思うし、全くゼロになるわけではない。ここに書いてある理由が該当しないと思うが。

(望月課長) 仮に、基本構想を自治体が任意に策定しないことができるとなれば、志木市以外にはそういう提案は伺っていないが、志木市のような提案があるとすれば、法律上は、基本構想を定めることができるといった条文にならざるを得ない。そうすると、立法側としては、制度を預かる側としては、策定しない場合も認めることになってしまう。

(白石委員) 何故か。基本構想という手続きを取らなくても、代替手段はある。

(望月課長) それは、名前はどうかであれ、そういったものが必要であるという規定は置くべしということだ。

(白石委員) 北川委員が指摘したように、基本構想が首長の期間と全く異なるということで、現行の基本構想に問題があると、それに代わる柔軟なスタンスを住

- 民に示すことで、懸念されていることは、きちんとクリアされると思う。
- (望月課長) 期間については弾力的に対応できると思う。問題は、そういった構想を置かないことができるということ、私どもは想定できないということだ。
- (白石委員) 何故か。
- (山田委員) 私も首長として3回基本構想を作ったが、前の首長は議会議員と団体長を集めて作ってしまった。議決されたのも同然だ。議会議員がすなわち町づくり委員だ。私は、これではまずいと思って、委員を公募して作った。私が就任したのはバブルが崩壊した平成3年の4月1日だ。やはり、基本構想の根っこは、国の全総や開発計画、道路5カ年計画、治水5カ年計画と整合性を持ちなさいということだ。3回目に、志木市の市長と同じ気持ちをもった。それは、将来が不透明だからだ。町づくり計画については、人口が減る計画を議会が決して認めない。減る計画を出したらとんでもない。そんな元気のないことでそうするとなる。そのことが、町村の財政の悪化に現実につながっている。これは、自治体の選択に任せていいのではないか。ニセコではちゃんと町作り基本条例を作っている。中学生まで含めて、将来はこうだと決めている。いわゆる右肩上がりを強制するのはだめだ。だめなら特区でやってほしい。
- (檜木参事官) 法的な点について尋ねたい。まず、基本構想については、説明では、内容は自由だとのことだ。また、20の法律について基本構想に即して、となっていると言っている。とすると、もともと基本構想にそれが入っているかどうかは分からない。社会福祉法などの内容が、基本構想に具体的に入っているかどうか分からない。入っているかどうか分からないのであれば、それは「反しない」と言っているだけに過ぎないのではではないか。きちんと社会福祉法に関することなどを位置づけねばならないのであれば、明示する義務の規定を置かないといけない。内容が自由と言うことは、即していると言うような非常にアバウトなものか。リンケージは極めて弱いのではないか。これが質問の第一点。第二点目は、頂いた資料の5ページの景観法において、他の条文では、基本構想に即したものでなければならぬと書いてあるが、景観法だけは、議会の議決を経て定められた基本構想とあり、地方自治法を引用していない。この理由は何か。地方自治法での基本構想ではない基本構想を想定しているのか。
- (望月課長) 基本構想自体については私どもで、どういった内容にするか事細かに申し上げることはないし、10年で固定するものでもない、また、右肩上がりを強制するものでもない。確かに、当時はハードの計画が様々出てきており、そういったこととの整合性といった趣旨があったかもしれない。それは否定できないところだが、最近、ソフト面、あるいは最近では合併が多い

ので、町づくりをソフト面含めてどうやっていくかを新たな団体が定めようとしているところだ。基本構想自体の位置づけ、中身も時代に応じて変わっていくと思う。参事官の指摘のように、個々のものをつまびらかにみているわけではないが、構成的には福祉の計画などと基本構想が、大きな基本的な考え方で即していると理解している。一つ一つが対応できるまで事細かに決めているのか、あるいは大きく決めているのかは、ケースバイケースかと思うが、基本的には大きな方向性について齟齬がないようにするということだと思う。最後の景観法については確認して回答する。

( 檜参事官 ) 法制局を通っているのであり、引用していないと言うことは、地方自治法の基本構想以外の基本構想を前提しているという気がする。

( 望月課長 ) 確認する。

( 八代座長 ) 基本的に、こういう法律に書いてあるから、基本構想がいるという議論と、それを法律で義務づけないと自治体は作らないというのは、自治体に対する不信感だ。法律で義務づけなければ、存在しない可能性があると言うのは社会主義体制の考え方であり、市町村に対する不信感だ。県は良くて市町村はだめという質問に答えていない。県の場合はこういう法律はないのか。

( 望月課長 ) 決して市町村に対して不信があるというわけではない。基本的な方向付けについて、議会との議論がない、基本構想がない、という市町村があることを、制度として考えづらい。やはり、これから分権時代で役割が増えていく市町村のことを考えると、基本的な方向性について議会で議論をして決めていくことは法律で定めるべきと考えている。

( 北川委員 ) わたしは、それがお節介だと思う。個別法があって、分権していきなさいといったときに、議会の議決と盛んに言われるが、実は、この基本構想が議会の議決権をないがしろにしている。国がいつているから、コンサルタントにぱっと頼んでいる。住民を入れてコラボレーションで作っていく形を何故促進しないのか。これは、不信感があって、作らせないといけないということになる。信頼しているのであれば、止めればいいではないか。機関委任事務の問題と全く変わらない。市町村が失敗したら、市町村にそのペナルティを負わすべき。そして、議会もその責任を取っていかねばならないのに、議会も、国にお伺いを立てなければならなくなる。オール与党になってしまって、すべてで首長と組まなければならなくなる。何も育たないから、資料の中でも地方公共団体という書き方だ。何故地方公共団体と書くのか。いわゆる国の下の公共団体との位置づけしか認めていない。そこの基本的なところが変わらないと、あなたのような発言になると思う。それほど信用できないか。

- (望月課長) 基本的に、信用できないといった立場で考えていない。責任ある市町村として今後のあるべき方向について、基本的な方向性の議論をすべきだ。私どもとしては、基本的な大きな方向性については、きちんと法律に規定を置いて、議会で議論してやるべきだと考えている。
- (八代座長) それを、市議会できちんと決めるように要検討して頂きたい。検討項目に基本構想策定義務だけではなく、北川委員の指摘のように、地方にどこまで自主権を与えるのかという大きな観点で審議されているのだろう。審議会では。
- (望月課長) そのような論点も含めて議論されている。
- (八代座長) そうであれば、その中で基本構想策定義務の是非について検討して頂くことを、今日でなくても良いので、ご意見を頂きたい。
- (白石委員) 今日の県議会の常任委員の複数兼務についても第 28 次の検討の中で重要な項目であり、この基本構想と合わせて、審議会にオファーして頂いた方がよいのではないか。
- (八代座長) これ自体が公式のオファーだ。
- (藤澤参事官) 事務局から伝えるだけでは、地方制度調査会で、この件について議論して頂けるのは総務省の判断になる。先ほど課長が発言したように、議長会からの要望は地方制度調査会で議論されるが、この提案について議論されることは約束はしていただいている。
- (白石委員) どうすれば約束してもらえるのか。
- (藤澤参事官) 今の段階ではノーアイデアだ。
- (白石委員) 今朝から議論していることは 28 次の調査会の議論とも関連するので、きちんと検討して頂かなければ無駄になる。常任委員会の要望と合わせて、ご検討頂くところ場で約束して頂きたい。
- (檜参事官) 総務省からみても、地方制度調査会の中での議論であり、事務局として約束できないということだろう。
- (望月課長) 今日、座長から頂いた話は上司にもきちんと伝えて、どうするか考えないといけないが、調査会の議論なので、私どもがこういった方向で、というわけにもならない。いずれにしても今日の話は持ち帰ってきちんと報告する。

以上

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング  
議事概要

1. 日時 平成 17 年 5 月 25 日（水）11:00～11:30
2. 場所 内閣官房構造改革推進特区室 7 階会議室
3. 出席者  
（委員）八代座長、北川委員、山田委員、白石委員、樫谷委員  
（所管省庁）総務省自治行政局公務員部公務員課 松永邦男課長  
（事務局）滑川室長、御園副室長、檜木参事官、藤澤参事官、梶島参事官、ほか
4. 議事経過

民間企業へ職員を派遣する場合の身分の取り扱いに関する規制の特例（総務省）
--------------------------------------

< 所管官庁からの説明のポイント >

- ・ 官民交流法は特殊な形の研修の制度。人事院が公務の中立性、公正性の担保の観点から中核に据えられており、人事院が交流基準等の作成、民間企業の公募などを行い、内閣総理大臣が基本方針を作るといったかなり大がかりな制度。
- ・ 堺市の提案については、堺市に具体的にどのようなニーズがあって、地方版の官民交流法が必要と主張しているのか不明。
- ・ 資料として提出した総務省自治行政局公務員課編集の「地方公務員月報」の記事にもあるとおり、既に民間企業への職員派遣や民間企業経験者の中途採用を積極的に行っている地方公共団体もある。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

（八代座長）今の説明では、国ができるのと全く同じようなものを、地方でも、法律はないが事実上できるとのことか。

（松永課長）意欲のある団体は既に色々な形で、職員の研修、能力の向上、あるいは民間からの人材の活用について積極的な取組をしている。また、堺市が書いている理由をみても、具体的にどのような点が問題なのか不明。

（八代座長）長崎県の場合だが、中途採用はそのまま終身雇用として採用する場合か。2年、3年間官庁で働いて、また元に戻ることは想定していないのか。

（松永課長）官民交流法の制定後に、公務員法制において任用形態を多様化するため任期付任用が制度化された。また、地方公務員については昨年法律改正をされており、国よりも弾力的な形で任期付任用が可能となっている。ご指摘の

点については、任期付任用制度を活用すれば対応が可能だと思われる。

(八代座長) この前の臨時採用の法律のことをいっているのか。

(松永課長) 任期付任用の拡大の話。

(山田委員) 民間から来る人は、3年とかでいい。

(山田委員) 行く場合には研修しかない。

(松永課長) 研修の形でやっている。

(山田委員) 研修では年限がある。1年とか2年。

(総務省随行者) 年限はない。今までに規制をしたこともない。

(山田委員) 年金や身分はどうか。

(松永課長) 研修命令が出ており、職員は職務としていっているので、むしろ問題はない。

(八代座長) 給与は県が払うということか。ポイントは、企業がその間の給与を払うという一種の出向的なものはないのか。

(松永課長) 無い。具体的に交流派遣するにあたって、官民交流法は国からの押しつけではなく、人事院は人事交流を希望する企業を公募するシステムになっている。堺市でも、百年の計を考えて具体的な人選を考えているわけではないだろう。繰り返しになるが、堺市が具体的にどのような点で困っているのか、どういうことを行おうとしているのかよくわからない。一般的に言えば、既にやる気があるところはやっている。既にある方法を利用してもできないという理由が分からない。

(白石委員) 出して頂いている資料があるが、端的に、現行の制度の中でもし不足点があるとすれば、それは何と考えられるか。

(松永課長) それはよく分からない。提出資料は、既に各自治体で行われている取組を私どもの雑誌で紹介したもの。不足があるということではない。

(白石委員) この中で、積極的な団体は取り組みをされている。それでも十分でないから、堺市からこういった特区提案が出てきている。認識としては、これで十分たり得ると言うことか。それとも、現行の制度の中で課題があるとすれば、どういう点か。

(松永課長) やる気がある地方公共団体は意欲的に取り組まれているが、これらと全然違う課題が堺市にあるのかどうか、私どもは思いつかない。

(榎谷委員) 研修で行くと、給与の負担は地方公共団体がするのか。

(松永課長) そうだ。

(榎谷委員) 給与の負担を民間にすることは今の制度ではできないと言うことか。

(松永課長) 研修に行かせているのでそのとおり。官民交流法は非常に特殊な形態での人材育成と思っている。

( 榎谷委員 ) 別の事例で先日堺市に視察に行ったが、幼稚園や保育園を民営化していく際に、人も移していかなければいけない。働いてもらう先でコストも負担をしてもらいたいという思惑があるのではないか。

( 総務省随行者 ) そういう話は聞いていない。

( 白石委員 ) 本人不在のところで議論してもしかたない。

( 事務局 ) 堺市に電話で確認したところ、回答にもあるように、今のところ現行制度を柔軟に活用しており具体的なニーズは今のところないが、一般論としてそういうのがあるといいかもしれないとのこと。

( 八代座長 ) 堺市の提案は具体的にこうしたいという提案ではなく、指摘があったように、今は市場化テストを始めようとする時代に、公務員をもっと弾力的に同じ仕事ができるように民間に出すといったときに、今は研修資格しかない。例えば、給与を一定期間負担してもらうような形での交流、数年後には戻ってくるようなことを検討することはされていないのか。

( 松永課長 ) 官民交流法は、国家公務員を辞めて民間に行ってもまた戻ってこれるように身分保障をきちんとするための制度である。職員の首を切りやすくする制度ではない。

( 八代座長 ) それはそうだ。この場合もきちんと身分を保障して、例えば3年後に戻ってくることを保障する制度の地方版だ。

( 松永課長 ) 国家公務員については官民交流法があり、抽象的な話として、地方公務員に同様の制度があってもいいという議論はありうるかもしれない。ただし、国と地方公共団体には組織の大きさに違いがあり、ニーズについても差があるのではないか。また、官民交流法では交流先の民間企業も人事院が公募をして決めるシステムになっている。また、何よりも官民交流において行政の公平性、中立性を担保するため、人事院が重要な役割を果たす制度になっているが、地方公共団体においては、テクニカルな話だが、その点において難しい面がある。抽象的な話としてはありうるかもしれないが、今すぐこういう制度を作って欲しいという意見を私どもは聞いていない。

( 白石委員 ) 退職金はどうなるのか。

( 松永課長 ) 官民交流法の場合は、職員が研修に出て戻ってきても、不利益を受けないように色々な手当がされている。給与は派遣先負担だが、職務命令によるものなので職員本人に不利益は生じない。

( 北川委員 ) それなりにだいが整っており、努力されていると思っている。ただ、私は今こういうことをやっている。選挙に出て落選したら、もう一度戻れるようにしようとしている。官庁も含めてだ。そういう風にしたときに、人事院などの問題が生じるではないかという考え方は、情報非公開の文化だ。民でも官でも悪いことをした場合には逮捕される。情報公開の前提で幅広

に、今後はパラダイムを変えて、立ち位置を変えた発想をもってほしい。例えば、人事委員会はあるのか、あれで給与を決められてはかわいそうではないか、労働三権はどうなるんだ、といった議論もこれからは必要だ。そうすると、自治体も管理から経営に変わっていく。最小のコストで最大の効果を上げていかなければならない。管理する側からばかりみていてはいけない。こういうことをどうやってパブリックセクタに入れていくか、の議論をしてほしい。

(松永課長)今の北川先生のお話はかなり大きな話だ。ご要請に応えるのは難しいかもしれないが、今後とも努力はしたい。

以上

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング  
議事概要

外国歯科医師による教授を目的とした歯科診療の可能化（クリニックデュボワ）

1. 日時 平成 17 年 5 月 25 日（水）13:00～13:45

2. 場所 内閣官房構造改革推進特区室 7 階会議室

3. 出席者

（委員）八代委員、市川委員、山田委員、船橋委員、樫谷委員、薬師寺委員

（提案主体）医療法人社団協立歯科クリニック デュボワ 中原院長

（事務局）滑川室長、御園副室長、檜木参事官、藤澤参事官、宮地参事官、ほか

4. 議事経過

事務局からの説明（規制の特例事項の内容、論点など）に続き、提案主体から以下のような説明がなされた。

< 要点 >

- ・厚労省から「日本には最新の歯科技術が既にある」と指摘されたが、外国からも学ばべき新技術はまだある。この提案が認められればますます新技術を学びたいというニーズは高まり、卒後教育のひとつとして、日本の歯科医療のレベルアップにつながるのではないかと。
- ・厚労省から「臨床修練制度は一定水準・規模以上の施設で行う必要がある。クリニック程度の水準・規模ではそのような対応ができるかどうか問題がある」と指摘されたが、クリニックでも一定の基準を満たせばできるのではないかと。
- ・厚労省から「インプラントなどの治療は相当期間かかり、短期滞在では不十分である」と指摘されたが、インプラント等の手術はむしろ一発勝負であり、フォローアップが必要な場合でも、そこは日本の歯科医師が十分対応できる。

提案主体からの説明の後、以下のような質疑応答が行われた。

（八代委員）それでは、質疑に入りたいと思う。最後の点（資料5の説明：外国人歯科医師がアドバイスのために手術に参加することは法的に問題があるかどうか、という点）については、厚労省に確認したところ、監督して業としてやらなければよいということだった。先ほど説明中にあった逮捕された医師の例について、事務局に調べてほしい。私も初めて聞いた。

（中原院長）私も詳しいことは知らないが、数年前に外国人医師が心臓手術に参加して、医師法違反で逮捕されたというようなことを聞いている。

- (薬師寺委員) 学会に来た外国人医師が他の病院で手術に参加したということで問題になった。ただ、逮捕ではなかったと思う。
- (八代委員) 厚労省に聞いたらすぐわかると思うので、事務局で確認しておいてほしい。厚労省が言ったことをこちらの事務局でまとめ、それに対して提案者にお答えいただいたわけだが、厚労省の課長の言う「日本が学ぶべき歯科技術は存在しない」ということはありえないということであり、当然ながら、日本が学ぶべきことはいくらかでもあるということだ。
- (市川委員) 新医療技術について、どういう論文がどこの国から出ているかといったような統計はあるのか。日本発のものが多いか、それとも他国発が多いか。
- (中原院長) それは把握していない。私どもでは、国の比較ということに関心は持たない。誰が発表したかということは重要である。
- (檜木参事官) 最近の技術で、アメリカやヨーロッパがオリジナルで日本に持ってきて普及した典型例はあるのか。こういう技術は外国でできて、日本に普及していったといったような事例はあるのか。
- (中原院長) インプラントなどは何十年と行っているのに、どこがオリジナルかはわからない状態。そのあたりの比較は難しい。
- (市川委員) 逆に言うと、厚労省は何を根拠に「最高医療技術が行われている故に学ぶべきものがない」と言っているのか。その論理的な裏づけは何なのか。
- (八代委員) 論理的というか、私が厚労省から聞いたのは、日本はもう後進国ではなくて、外国人にわざわざ来てもらって学ぶより、必要があれば、日本の一番良い医師から学べばよいということだった。
- (市川委員) 論理的な説明がない。
- (檜木参事官) 外国人の歯科医師になぜ来てもらうことが必要とお考えになっているのか。
- (中原院長) たまたま新技術を持っているのが外国人であった場合ということを我々は主張しているのであって、日本人が持っている場合には、その方から直接学ぶ機会を持っている。ただ、新しい技術を持っている人がたまたま外国人であった場合、その技術を見たいので、学会等でも招聘して我々は学ぼうとしている。そこに歯科医師資格というのが壁になっている。外国人を日本で歯科診療させるといった大枠で考えれば無茶な発想だと思うが、「教授」を目的とした場合には認めてもらいたい。
- (榎谷委員) ライブで治療をしなければいけないから、そこが問題となっている。ライブが必要なのか。
- (中原院長) ライブが必要でない技術もある。それで十分なものは構わない。これはどうしても、という技術に関しては、そこを乗り越えたい。乗り越えられないから、我々は海外まで可能性を求めていくわけだが、外国人歯科医師に断られたら、我々は書籍を読みながら想像でやるしかない。それだけ、進歩は遅くなる。新しい技術の導入という観点なので、すべて同じレベルであるときにそれを一步レベルアップする

- ときの一つの研鑽手法として、この障壁を取り除きたい。特に外国人にオペを、ということではなく、たまたま新技術を持っているのが外国人であった場合に、それをスムーズに受け入れられるということが、歯科医療のレベルアップにつながる。
- (薬師寺委員) 厚労省が外国人歯科医師を受け入れる場所としてクリニックが適当かどうかと言っているが、これは要するに安全性の確保という面からの指摘だと思う。提案では、安全性の確保という観点から4つの条件を示されているが、この4つの条件がクリアできればよいのか、あるいは、サポートに入る歯科医師のレベルなど、安全性の確保の面から、ほかにも挙げられる条件はあるのか。
- (中原院長) この4つ以外は全て医師法で定められていると思っている。細かく言えばキリがないので、この提案が認められる可能性があるのであれば、これは、今後、もっと整理していくことが必要である。これは、現段階での一例として出させていたでいる。この4つで十分だとは思っていない。
- (八代委員) なぜ大学病院でよくてクリニックでだめかといったときに、大学病院と同程度の性能の機器をクリニックで完備すればよいということだったが、それがこの4つでよいかどうかわからないが、これは厚労省と協議して決めればよいということでしょうか。
- (中原院長) そうである。あとは、基準というのが施設的なものなのか、あるいは麻酔医等がいるかといった人間的なものなのか。しかし、どちらもクリア可能なことだと考えている。現実的に、全ての処置がクリニックで行われていることを垣間見れば、こういった大学病院である必要性は理解できない。
- (市川委員) これは、あくまでも、日本でも認められている治療手法を使ってということでしょうか。
- (中原院長) 日本で認められているというのは、保険や薬事法上でということか。
- (市川委員) そうである。
- (中原院長) 保険や薬事というのは新しい技術が導入されてから吟味されるので、私が申し上げているのは、そうではなくて、それ以前のもっと新しい技術を意味している。
- (八代委員) 自由診療は当然出てくる。
- (檜木参事官) 公的保険で認められている、認められていないといったこととは関係なく何でもできるとしていただいたほうがよいかもしれない。
- (市川委員) わかった。教授を目的にしているわけだから、治療の場に日本人歯科医師もいるということでしょうか。そうであれば、大学病院かどうかということはあまり意味がない。
- (八代委員) 三番目のポイントは、歯科医師免許を持っていない外国人の歯科医師が、いくら教授目的とは言え、日本人の患者を治療するので、コミュニケーションの問題なんかも指摘される。日本人の医師がその場にいるではないかと言うと、通訳では不十分だと言われる。

- ( 檜木参事官 ) それは別の件である。この提案は、病院ではよくてクリニックではだめと  
いうことが論点。
- ( 八代委員 ) これはそういう問題はないのか。
- ( 中原院長 ) インフォームドコンセント、患者対医師のコミュニケーションというのは、  
日本語であっても伝わっていなければ意味がないという説明義務を我々は負ってい  
る。それは、語学の問題ではないと思っている。
- ( 榎谷委員 ) 資料の「 日本が学ぶべき高度な歯科医療技術があるかどうか」「 良質な歯  
科医療提供の観点から短期の受入れが適当かどうか」というのは大学病院でも同じ  
である。問題は「 外国人歯科医師を受け入れる場所としてクリニックが適当かど  
うか」ということになるが、そうなる設備のことも厚労省が言っているとい  
う理解でよいか。
- ( 中原院長 ) その点を先ほど申し上げたところ。設備的なものなのか、人間的なものな  
かわからない。オペの場合は、私どもでも麻酔医を呼ぶし、必要な機器も用意する。  
大学病院との一番の違いでは、オペ室数、歯科医師数等規模的にはかなわない。た  
だ「人数がいればいい」という問題でもない。必要な設備が凝縮して整っていれば  
いいのではないか。
- ( 宮地参事官 ) 厚労省の意見では、施設だけではなく、さらに病院では、技術修練が行わ  
れる医療内容について複数の評価者によって評価できるといったことも挙げられて  
いる。診療所では実際に行われる診療内容を複数の評価者で評価できないといった  
ことも言われている。つまり、厚労省は、設備と複数の評価者といった体制のこ  
とも含めて回答している。
- ( 中原院長 ) その場合も複数いればいいということで、実際、教授を受けるのはドクター  
だ。複数というのは何人を基準とするのかが問題なだけである。
- ( 榎谷委員 ) 要するに、何を問題としているのかが分からないということか。基準があい  
まいなのではっきりしてもらいたいということか。設備、評価者、麻酔医の有無の  
他に何が必要かということか。
- ( 八代委員 ) 厚労省が病院ではよくてクリニックではだめだと言っているので、クリニッ  
クでだめな要件は何かというのを、今、こちらが聞いているところ。
- ( 榎谷委員 ) 厚労省がはっきりしないからいつまでもできないのか、それとも基準を示し  
ていただきたいという話なのか。
- ( 中原院長 ) 基本的に、外国歯科医師による教授を目的とした歯科診療を可能にしてい  
たい。それをクリアするために、いろいろなことを決めていけばいい。そのひ  
とつに、基準というものを煮詰めていく。人的基準、施設の基準など。
- ( 薬師寺委員 ) ドクターであれば専門医制度というのがあると思うが、日本と外国のそれ  
ぞれの専門医制度を比較する枠組みがあるのかどうか。例えば、ある国の歯科医師  
が日本の専門医制度であればどのくらいの程度にあたるのかといったようなものだ

とか、あるいは、海外の専門医制度といったものがどのようになっているかといった資料があれば教えていただきたい。

(中原院長) 諸外国と比較した資料があるかどうかはわからない。認定については学会がそのためにある。進化していく技術についてのレベリングの場と考えてよいと思う。専門医に関しては国によって制度が異なる。臨床をやっている限りにおいては、専門医、専門医でないというのを我々はそれほど意識することない。専門医だから責任が重いとか、治療費が高いとか、そういった対社会的なものが多くて、認定医、専門医というのは、今回のレベルでの研鑽をするうえでは、あまり関係ないことだと思っている。

(薬師寺委員) 評価の対象として、受講したものが評価するというのもひとつあるかもしれないが、既に外国で評価を得られた方々に来ていただきたいし、本当に高度な医療技術というのを証明しなければならないとなったときに、諸外国での評価がしっかりしているのであれば、納得しやすいし、招聘しやすいのではないか。

(中原院長) その通りである。ただ新しい技術なので、比較できる段階になると、もう新しくはない。保険導入までいったときにはもう一般的なので、教授の必要性というのはかなり低くなってくると思う。

(榎谷委員) 厚生省が警戒しているのがどういうことなのか、私の頭の中で整理できていない。これを突破口に外国人医師がどんどん入ってきて、日本人医師にかわって治療をするという実績を作ってしまうのではないかと心配しているのか。

(中原院長) それは、わからない。そういった懸念が少しあるのかもしれない。

(榎谷委員) これは極めて合理的な話で、お金を出して外国人歯科医師に来ていただくには一定の評価をしないといけない。それは相当レベルの高い人。それはクリニックか大学病院かという違いがあるにしても、当然そういうレベルの人であれば自分の技量を発揮できる以外の所は受けないと思う。何でこういうことが問題なのかが理解できない。厚生省は何が問題だと言っているのか。当然、患者も納得しているのではないか。

(中原院長) そうである。

(檜木参事官) 臨床修練制度というのは外国人の医師が来て教授ができる制度だが、今は病院しか対象になっていない。しかし、歯科医師は8割以上がクリニックである。クリニックも認めてほしいというのが提案だが、厚生労働省は歯科の分野にニーズがないというのが一点目。二点目は1回限りで帰っていくのは問題ではないか。三点目は病院でないと何らかの不測の事態が起こった時に対処できないのではないかとということで今のところ難しいと言っている。議論は単純であって、歯科でも病院であれば可能なところをクリニックにも広げてほしいというところについて、だめな理由を厚生労働省が三つ言っているのでもそこについて今日中原先生からお話を伺っている。

- ( 榎谷委員 ) それは 、 は大学病院でもクリニックでも同じであり、要するに だけで  
ある。施設と人員の話ではないか。
- ( 檜木参事官 ) がなぜ関係するかというと、そのニーズがないところに法改正する必要  
性もないということ。日本の歯科医療の技術が劣っている事実を把握していないと  
言っている。
- ( 市川委員 ) クリニックの方が最先端の技術を学ぼうとする場合、現行の制度ではどうい  
うプロセスになるのか。
- ( 中原院長 ) いろいろあるが、学会、研修会、そして個人的なコネクションでドクターの  
教授を直接受ける。それが海外であれば海外に行く。
- ( 市川委員 ) 海外で何か最先端の技術が開発された場合には、日本の一般のクリニックの  
ドクターがその技術を学ぼうとする場合は、ひとつは自ら海外に行く、それともど  
なたかが大学病院等で教授されたことを間接的に習得するしかないのか。
- ( 中原院長 ) その通りである。早期において加速するためには、早い段階でみんなが平た  
く学ぶ必要があることを主張している。
- ( 檜木参事官 ) 海外に行って勉強する人は多いのか。
- ( 中原院長 ) 少ないと思う。
- ( 檜木参事官 ) むしろ来てもらうほうが多いのか。費用がかかったりするから。
- ( 中原院長 ) そうだ。
- ( 八代委員 ) 病院にできてクリニックにできないことだけが問題だという説明だったが、  
正確に言うと、病院の臨床修練制度というのは、もともと途上国の医師に日本の医  
師が教える制度でそれを拡大解釈している。
- ( 檜木参事官 ) 拡大解釈というよりは、特区で提案があって、教授目的でも良いと拡大さ  
れた。これは第 1 次か 2 次で特区提案があって、既に認められている。
- ( 八代委員 ) その場合、どうして外国人の医師本人が入国後に許可申請しなければなら  
ないのか。外国にいるままでは許可申請ができない。そこは教授目的で認めているの  
に、一種の労働許可を取らなくてはならない。
- ( 檜木参事官 ) それは臨床制度全体の問題になってくるので、次の問題。
- ( 藤澤参事官 ) 臨床修練に付随する教授で実質的に対応できるのではないかと厚生労働省  
は言っている。というのは、日本の医療制度の内容を全然勉強しないでいきなり教  
授するということは普通はなくて、例えばどういう機械を使っているか、日本の歯  
科医がどういう技術を持っているか、あるいは医療保険制度の勉強を少ししてから  
教授をするのであれば、実質的に現行の枠内ではできないのではないかとことを厚  
生労働省は言ってくると思うが、その点はどうか。
- ( 中原院長 ) 現実的には、日本の情勢を調べてくる医師は少ない。たまたま日本に留学し  
ていたというのなら別だが。
- ( 藤澤参事官 ) 入ってきてからはどうか。

- (八代委員) そういうことをする必要はなく、単にデモンストレーションをすれば良い。  
別に医療保険制度を知らなくても、外国人の患者に治療するように日本人の患者に治療してみせればよい。
- (藤澤参事官) 外国の患者の方の特徴と、日本の患者の特徴が違うということをいずれ厚生労働省は言ってくるのではないか。
- (檜木参事官) それを言い出したら、アメリカにも東洋人はいる。
- (中原院長) それは、当然、当該国の我々が判断すれば良いことではないか。
- (八代委員) 逆に言えば檜木参事官の指摘のように、東洋人を治療した経験があるかどうかを聞けば十分か。そこは受け入れ側が責任を持つということではないか。
- (榎谷委員) この治療は患者に対しては有償でやるのか。
- (中原院長) ケースバイケースである。ただし、教授を招くときは教授に対して無償ではできないと思う。患者は払ってでも、という方もいれば、必要ないという方もいる。料金はあまり制度とは関係ない。
- (檜木参事官) 大学病院の歯科部門とクリニックで機能の違いはあるのか。大学病院にしかできないことは歯科の分野で何かあるのか。
- (中原院長) 例えば大掛かりな機械、しかし、そうは言っても、CTも今は個人で入れ始めている。滅多に使用しないような最先端の高額機器は大学病院にしかない場合もあるかもしれないが。昨今の歯科医師は大学で歯を一本削らないでも国家資格をとって出てくるので、彼らの研修をどうすればいいかといえれば見せるしかない。要するに、開業医で育てている。外国人のベテランの教授がトラブルを起こす確率よりも日本人の国家資格を持った新人ドクターの方がはるかにリスクが高い。昔は大学病院は研修する一番大きな施設だったが、今は大学病院でも見るだけで終わっている状態。
- (宮地参事官) 日本人の患者が外国人医師の治療を求めるニーズは多いのか。
- (中原院長) そのような患者は海外に流出している。日本でできないからと言って海外に自費で行っている。
- (八代委員) 当然インフォームドコンセントで了解を取った上で治療するという事だと思ふ。どれくらい海外に行っているかデータはないか。
- (中原院長) ない。
- (藤澤参事官) どういう技術か。
- (中原院長) 審美的手術やインプラントも含む。今は各科専門化よりも総合的、包括的にやる時代になっている。基本的な医療の進歩と先端には違いがあって、その先端がいずれ大衆に広がる流れというのは否めない。その先の部分の促進をしたい。
- (八代委員) 時間になったので、本日はどうもありがとうございました。

以上

(文責 構造改革特区推進室 速報のため事後修正の可能性あり)

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング  
議事概要

士業の労働者派遣の容認（株式会社東京リーガルマインド）

1. 日時 平成 17 年 5 月 25 日（水）13:45～14:30

2. 場所 内閣官房構造改革推進特区室 7 階会議室

3. 出席者

（委員）八代委員、市川委員、山田委員、船橋委員、樫谷委員、薬師寺委員

（提案主体）

東京リーガルマインドグループ（株）プロキャリア 塩原代表取締役社  
須藤営業部部长

株式会社東京リーガルマインド 小野副執行役

（事務局）滑川室長、御園副室長、檜木参事官、藤澤参事官、宮地参事官、ほか

4. 議事経過

事務局からの説明（規制の特例事項の内容、論点など）に続き、提案主体から以下のような説明がなされた。

< 要点 >

- ・ 今回の提案は派遣事業者を士業法人に限定して提案した。しかし、最終的には、広く一般事業者について派遣を認めていただきたい。
- ・ 士業派遣は、派遣事業者、派遣先企業にとってメリットがあるだけでなく、士業者の就業機会の拡大に寄与するというメリットが大きいのではないかと。
- ・ 現在は、厚生労働省「労働者派遣事業関係業務取扱要領」や士業団体によって規制されている。
- ・ 「士業の独立性を害する」という反対意見があるが、士業者は一般人が遵守すべき規範に加え、個別士業法も遵守する必要があると、これに背く指揮命令は違法な命令なので、そもそも従う義務がない。したがって、士業者が他人の指揮命令下に入ることにより、「士業の独立性が害される」ということはない。実際に企業内弁護士や勤務社会保険労務士が認められているのに、なぜ派遣はだめなのか。
- ・ 社会保険労務士の派遣について、「士業者は派遣先の指揮命令に従うといっても、派遣元事業者と派遣される士業者とは雇用契約があり、派遣元企業が派遣の対価を得ること自体が、派遣元が雇用契約に基づく包括的な指揮命令を行使して実質的に社会保険労務士業務を取り扱っていると評価される」と厚生労働省からの回答があった。この「包括的な指揮命令」というのがあいまいでどういう法的関係を指しているのかわからない。

提案主体からの説明の後、以下のような質疑応答が行われた。

(八代委員) それでは、質疑応答に入りたいと思う。今の説明によると、試験に合格しても就職先のない若い方、それから顧問契約を結べない中小企業、ベンチャー企業で非常に活用できるという大きなメリットがある反面、既存の契約を抱えている人たちから見ると新規参入が増えることでそれだけ利益が落ちる、仕事を奪われるというか、競争状態に陥る。そういう意味で、抵抗があるというのは当然ではないかと思っている。

(山田委員) 私の記憶だと、労働者派遣法で派遣が禁止されているのは、港湾の運送業、建設業等に限られており、土業の関係は法律では完全な禁止項目になっていない。政令で禁止されているだけではなかったか。

(八代委員) 政令で禁止されているというよりは、派遣法の政令は単に他の法律の禁止をコピーしているだけで、それぞれ弁護士法、会計士法等のほうで規定されている。

(山田委員) 個別法を見ると、例えば、公認会計士や弁護士、税理士、弁理士は「規定なし」というのがある。これもやはりまずいということになっているのか。

(LEC 小野氏) 民間企業で働くことについては原則司法書士以外については認められていると言われている。ただ、「取扱要領」によって、派遣については一律認められていないということである。

(榎谷委員) 公認会計士や税理士、弁護士もそうだと思うが、企業に就職して、企業内で専門能力を活かして活躍している。そしてそのニーズは多いというのは承知している。この場合の派遣と企業内でやることの違いというか、例えば公認会計士では1項業務が会計監査、2項業務が財務に関するコンサルティングであるが、2項業務は会計士という肩書きが使えないだけで、誰でもできる業務である。そういう意味では制約があるとは思えない。ただし、1項業務というのは監査証明をする業務なので、監査証明をするのは派遣先の企業が監査証明するのか、それとも派遣を受けた個人がするのか、その辺りはどのように整理されているのか。

(LEC 小野氏) 社外監査については社内の人間が印鑑を押すということではできないので、派遣された会計士が監査証明(1項業務)をするということは考えられない。そういう点では特に登録は必要ないともいえる。ただ、我々は、登録した開業者でも仕事の繁閑があるので、忙しくない時に民間企業の方に派遣で行って、そこでコンサル等の業務をする、といったことを考えている。その時に一度登録を取り消して、また開業業務に戻る時にまた登録料を支払って登録をしなくてはいけないというのは手間も費用もかかり不都合であると考えている。

(榎谷委員) コンサルティング業務については、公認会計士の資格をたまたま持っている人が派遣の登録をして派遣として行っているだけで、それが問題になっているのか。

監査業務はだめだと思うが、コンサルティングに関しては会計士法で禁止されているか。

(LEC 小野氏) 禁止されていないと思う。

(宮地参事官) 今の取扱要領では全部まとめて書いてある。業務の内容ごとにとり書き方をしていない。

(藤澤参事官) 両方とも労働者派遣はできないということになっている。

(榎谷委員) 会計士法でそういうように読めるということか。

(藤澤参事官) 突き詰めて聞いたことはまだないが。

(榎谷委員) 社内なら良いけど派遣ならだめだという理由がよく分からない。専門家としての行動をする時に、それが誰の責任になるのかということについて、派遣会社の責任になるのか、派遣先になるのか、個人になるのか、責任が伴うものについては明確にならないという場合はやはり障害が出るのではないかという気がする。

(八代委員) 今の場合は派遣先の企業の責任になるのではないか。公認会計士の派遣を受け入れて仕事をしてもらって、会社として監査証明を出す。

(榎谷委員) 監査証明を出せるのは監査法人しかない。そうすると、監査法人に派遣するということか。

(LEC 小野氏) それも考えている。

(八代委員) 派遣先が一般企業ではだめということで、当初の要求から段々下げていって、厳しく限定しているが、これでもだめなのか、ということだ。派遣元も派遣先も士業法人という想定か。

(LEC 小野氏) 派遣先は広く企業や士業法人、士業事務所等を想定している。士業事務所も大きな仕事 came 時に一人ではこなせないなので、短期で派遣してほしいというニーズがある。

(榎谷委員) おそらく監査法人を作ってそこから派遣する形になると思う。

(LEC 小野氏) もし士業法人が主体になるならそうである。

(榎谷委員) 今の法律では監査法人は監査専門の法人なので、1項業務、2項業務しかない。そこに3項業務として派遣業務を加えるというのはなかなか難しいのではないか。もし変えるとするなら、そこを変えないといけない。今の会計士法上では監査法人の業として派遣は認められていないので。別に株式会社を作ってやるのであれば、監査法人でないのなら良いのかもしれない。

(檜木参事官) そこを変えないと派遣業務は難しいのか。

(榎谷委員) 士業法人を作ってやるというのは難しいのではないか。

(檜木参事官) 法律的論点もあると思うが、ニーズの点ではどうか。

(八代委員) それは先ほど言われた事業の繁閑に応じて、資格を持っている人を有効に活用するという事ではないか。

(檜木参事官) 具体的に各々の業界の事務所から相当程度のニーズが来ているのか。

(LEC 塩原氏) それはある。

(檜木参事官) そこを少し具体的に話していただきたい。ニーズがどれくらいあるのか、特に皆さんのニーズがあるのは分かったが、本当に需要があるのかどうか。

(八代委員) それは企業秘密ではないか。

(檜木参事官) 話せる範囲で結構です。

(LEC 須藤氏) 先ほどからあるように、登録資格者を派遣することはできない。ただ、企業や特に各大手事務所で急な案件が入った時にそういうのがあればいいという話はよく聞く。法律事務所だといろいろな弁護士の先生から話があるが、他の事務所から直接人材を短期で引っ張ってくることは難しい。その時にもし仲介業者があるとやりやすいという話を聞くことは多々ある。あるいは会計事務所、弁理士の先生が知的財産の訴訟を扱うときに、弁理士のできる範囲と弁護士のできる範囲がかなり違うので、そういう時に法的なアドバイスをしてくれる弁護士の先生が仮にいととても力になるという話を承ることがある。ただそれは繁閑の時、ケースバイケースがあるので、直接雇用するまでの必要性はない。企業でもそういう話があって、弁護士業務をやってほしいというよりも、法的なアドバイスを適切にしてほしい、自社の法務スタッフの指導をある一定期間してほしい、将来の法務のリーダーに1、2か月指導してほしいというニーズが多々ある。

(八代委員) 今は紹介予定派遣もだめ。それから、土業法人としてやる方が檜谷委員が言われたように制約が厳しいから、むしろ一般の企業としてやる方が容易である。厚生労働省が言っている理由がそもそも派遣法を理解していないので、よく他の省庁からはこういうコメントが来るが、厚生労働省自体から来るといのはけしからん話だ。派遣者に給料を払っているのは派遣元であり、したがって派遣元の指揮命令を受けるからだめだという理屈は、別の省庁からではないのか。

(LEC 小野氏) これは厚生労働省から回答をいただいている。

(八代委員) 回答したのは別の局なのではないか。所管局がそういうことを言うはずはない。

(藤澤参事官) 社会保険労務士の例では、担当課が違う。ただここは社会保険労務士の例を引いているが、各官庁実質的に同じようなことを言っている。

(八代委員) それを職安局の方から派遣法はそうではないと言っていたらよいのではないか。

(藤澤参事官) 各省ともそれぞれの土業法そのものでできないという理屈だったと思う。

(八代委員) 派遣元が実質的に仕事の内容に介入することは派遣法違反であるということは言えないのか。派遣法の考え方ではあり得ないことであって、逆に指揮命令をしてはいけないわけで、派遣先の命令に従わなくてはならないというのが派遣法の考え方である。ナンセンスだ。それに対して対抗しようというのは逆効果の可能性がある。これは医師の派遣でも全く同じである。あれは違う意味で言っているのだが。

- (事務局) 具体的な仕事を遂行する上ではおっしゃる通りだが、おそらく厚生労働省が書いているのは、労働派遣契約を交わして派遣先にその人を派遣することが、雇用関係に基づく包括的な指揮命令と考えているのではないか。
- (八代委員) それはどうして弁護士や公認会計士の中立性が損なわれるというロジックに結びついているのか。それはナンセンスである。どこの会社に行くという命令しかできない。
- (檜木参事官) 無資格者は土業ができないということではないか。独立性の話というよりは、要するに無資格者は各土業ができないのに、例えば人材派遣会社が包括的な指揮命令権を持つなら無資格の人材派遣業者が実質的にその業務をしていることになる。全く契約も何もなければよいが、雇用契約がある以上は、人材派遣業者がその業務をやっていることになりはしないのかという論点である。
- (八代委員) それは各法律で判断するのか。
- (檜木参事官) 各法律で無資格者はできないということになっている。
- (八代委員) そうではなく、無資格者の営業にあたるのかどうか。誰をどこに派遣するという行為だけが営業というのかどうか。
- (檜木参事官) 無資格者の業務と言えるかどうかは各法の世界ではないか。労働派遣法に基づく派遣元と派遣した人との契約をもって、業務をしているとみなすかどうかは各法の世界に入るのではないか。
- (榎谷委員) 例えば公認会計士が派遣先に行って業務をした時に、その仕事は派遣先の業務として理解してよいか。公認会計士個人の業務ではないということによいか。
- (LEC 小野氏) そうである。
- (薬師寺委員) 特区は地域限定であるが、全国一律ではなく、こういう地域で特に不足していて、派遣が求められているというようなことはあるか。
- (LEC 小野氏) 今日は資料を持ってきていないが、地方によっては土業者が足りないところがある。
- (八代委員) 弁護士過疎地とかいうところだと思う。ただ、足りないから無資格者が営業していいとは絶対言えない。しかし、医療関係の紹介予定派遣は認められているが、それは派遣会社が医療行為をしているかといえばそういうことはあり得ないわけで、医師法ではそうではないと認めている。それを弁護士法では認めてないということか。派遣先のあらゆる仕事の許可を派遣会社が取れというのは、派遣業自体が成り立たないわけで、そこについて厚労省はどう考えているのか。派遣法を通した時にそのような説明はしていないのではないか。
- (藤澤参事官) それは個々の土業法に任される。
- (八代委員) それは派遣業法を管轄する局としてはやや無責任ではないか。無資格者による間接的業務遂行にあたるということについて、それは各土業法の解釈にゆだねるといのが所管局の判断であれば、それに対する反論はあるか。

- ( 檜木参事官 ) 左には反論が書いてあるが、右側には書いていないのでギブアップされたのかどうかということ。
- ( LEC 小野氏 ) スペースがなかったのだ。
- ( 八代委員 ) それはぜひ補足して。
- ( LEC 塩原氏 ) 無資格者の話があったが、有資格者で士業登録をした方で最近顕著に見受けられるのは、業として生業が立たない、本業だけでは成り立たないという士業者が多数出ている。今後政府が弁護士や公認会計士を倍増するというようになってきた場合に、今度は各士業で制限していることが、自分たちの首を絞めてしまうことにならないか。せっかく勉強してきた有能な方たちの、社会での仕事の機会を逆に制限してしまうのではないかという危惧も一方である。有用な人材を産業界に還元できないというのは、我々の痛恨の極みでもある。
- ( 榎谷委員 ) 会計士の場合は、監査業務以外は独占業務ではない。1項以外はやろうと思えばできるのではないか。そこはやろうと思えばできるのではないか。会計士法で違反にならないのではないか。
- ( 檜木参事官 ) 金融庁から回答を得たところであるが、2項業務は派遣可能だとしている。
- ( 八代委員 ) コンサル業務だけでもビジネスは成り立ちそうか。
- ( 市川委員 ) むしろそこがポイントである。監査は絶対に独立しなければだめなので、むしろ中に入ったらアウトである。
- ( LEC 小野氏 ) 我々としては、この「取扱要領」をどう読んでいいのか分からないところがある。派遣事業者はこれを見て士業者は一律扱ってはだめだと思っていると思う。我々がコンサルティングに限って派遣をやりますと言ったときに、派遣の登録をいただけるのかどうか。
- ( 檜木参事官 ) 1号業務であっても派遣先が士業の事務所であれば良いのではないか。大企業から急に発注があって人手が足りない時で人を雇っている余裕がない場合に、1号業務について派遣を受けるといったニーズはあるのではないか。
- ( 榎谷委員 ) その場合、報告書を金融庁に届け出るが、そのときに補助者を使った形になる。その補助者は、公認会計士を使ったという形になるのか、それとも派遣元の会社になるのか。
- ( 八代委員 ) 派遣法の考え方からすれば当然書けるはず。派遣先が指揮命令をして、その人の能力資格を使っているのだから。そうでないと労働者派遣の意味がない。
- ( 檜木参事官 ) そうであれば問題がなく、かつ公認会計士事務所の繁忙期にニーズがあるかもしれない。
- ( 八代委員 ) 整理すると、公認会計士の場合、派遣先が士業法人であれば何でもできるという可能性をひとつ追求する。2番目は派遣先が一般企業であればコンサル業務に限ってできる。公認会計士以外についても基本的に成り立つと思うが、確認しないと。
- ( 市川委員 ) 公認会計士は独立性が非常に重要でありむしろ強化をされている感じだが、

社会保険労務士等のケースで特に独立性が要求されるのか。社外の者が独立してハンコを押さないと公正さが阻害されるケースとはどういうケースがあるのか。公認会計士のコンサルティング業務のように、必ずしも特に独立性が担保されなくても業務としてはきちんと遂行できるのであれば、何ゆえ独立性が要求されるのかという問題になってくるのではないか。公認会計士の場合は思い浮かぶが、社会保険労務士などはそういうケースが思い浮かばない。

(八代委員) 税理士、弁理士も。

(山田委員) 行政書士も。

(八代委員) ただ、司法書士は独立性がいるということか。

(LEC 小野氏) 司法書士会からはそのように伺っている。

(八代委員) 3番目の基準として、独立性、監査証明のようなものをするものとししないものという整理ができる。

(事務局) 公認会計士と税理士は法律上公正独立した立場でということが条文上明記されている。

(八代委員) では、司法書士は司法書士会が勝手に言っているだけで、法律上の裏づけはないということか。

(事務局) 司法書士は法律上明記されていないが、各士団体がそういうものを定めている場合はありうる。

(檜木参事官) 公認会計士については色々な不祥事があってから、独立性がますます求められているというのが金融庁の考え方。それは理解できなくはない。

(市川委員) 他の業務に関して独立性が要求されているかということと、公認会計士のよう独立性が要求されている業務がある場合、独立性を求められる業務と他の業務とを切り分けて考えられるかどうかということが論点になってくる。

(八代委員) 説明いただいたように、これは雇用拡大にもつながるし、企業のニーズも大きい。それを阻んでいるのは、いわばギルドの論理である。それをやめることによって非常に大きなメリットがある分野ではないか。ぜひ、今後とも意見交換をお願いしたい。どうもありがとうございました。

以上

(文責 構造改革特区推進室 速報のため事後修正の可能性あり)